

災害救助法施行細則を次のように定める。

○高知県災害救助法施行細則

(昭和 23 年 2 月 28 日規則第 15 号)

改正 昭和 25 年 8 月 8 日規則第 53 号	昭和 26 年 3 月 16 日規則第 9 号	昭和 26 年 6 月 12 日規則第 36 号
昭和 26 年 11 月 2 日規則第 73 号	昭和 28 年 11 月 20 日規則第 52 号	昭和 28 年 12 月 22 日規則第 56 号
昭和 29 年 4 月 3 日規則第 11 号	昭和 30 年 2 月 8 日規則第 4 号	昭和 33 年 7 月 22 日規則第 40 号
昭和 34 年 10 月 2 日規則第 39 号	昭和 35 年 2 月 26 日規則第 7 号	昭和 36 年 8 月 4 日規則第 46 号
昭和 36 年 11 月 14 日規則第 63 号	昭和 38 年 3 月 29 日規則第 16 号	昭和 39 年 8 月 11 日規則第 64 号
昭和 40 年 7 月 9 日規則第 62 号	昭和 41 年 5 月 10 日規則第 39 号	昭和 42 年 5 月 26 日規則第 30 号
昭和 42 年 10 月 13 日規則第 48 号	昭和 43 年 9 月 13 日規則第 44 号	昭和 44 年 10 月 21 日規則第 48 号
昭和 45 年 5 月 29 日規則第 28 号	昭和 45 年 11 月 17 日規則第 63 号	昭和 46 年 8 月 24 日規則第 41 号
昭和 47 年 9 月 19 日規則第 63 号	昭和 48 年 9 月 25 日規則第 67 号	昭和 49 年 3 月 29 日規則第 13 号
昭和 49 年 7 月 12 日規則第 44 号	昭和 50 年 3 月 4 日規則第 6 号	昭和 50 年 10 月 11 日規則第 56 号
昭和 51 年 10 月 5 日規則第 65 号	昭和 52 年 10 月 1 日規則第 62 号	昭和 53 年 7 月 7 日規則第 34 号
昭和 54 年 6 月 15 日規則第 27 号	昭和 55 年 5 月 30 日規則第 28 号	昭和 56 年 7 月 8 日規則第 53 号
昭和 57 年 6 月 29 日規則第 30 号	昭和 58 年 10 月 18 日規則第 51 号	昭和 59 年 8 月 28 日規則第 39 号
昭和 60 年 9 月 19 日規則第 42 号	昭和 61 年 9 月 26 日規則第 77 号	昭和 62 年 9 月 11 日規則第 37 号
昭和 63 年 7 月 19 日規則第 47 号	平成元年 8 月 29 日規則第 73 号	平成 2 年 9 月 4 日規則第 31 号
平成 3 年 8 月 2 日規則第 62 号	平成 4 年 7 月 14 日規則第 41 号	平成 5 年 9 月 3 日規則第 56 号
平成 6 年 8 月 12 日規則第 54 号	平成 7 年 11 月 14 日規則第 120 号	平成 9 年 11 月 18 日規則第 120 号
平成 10 年 9 月 18 日規則第 103 号	平成 11 年 10 月 15 日規則第 114 号	平成 12 年 8 月 11 日規則第 184 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 27 号	平成 14 年 8 月 9 日規則第 81 号	平成 15 年 5 月 9 日規則第 74 号
平成 16 年 4 月 16 日規則第 58 号	平成 17 年 7 月 15 日規則第 102 号	平成 18 年 4 月 25 日規則第 73 号
平成 18 年 12 月 26 日規則第 136 号	平成 19 年 3 月 31 日規則第 40 号	平成 19 年 5 月 31 日規則第 67 号 の 2
平成 19 年 10 月 9 日規則第 117 号	平成 20 年 5 月 16 日規則第 48 号	平成 21 年 6 月 26 日規則第 64 号
平成 22 年 6 月 15 日規則第 47 号	平成 24 年 7 月 6 日規則第 59 号	平成 26 年 8 月 12 日規則第 87 号
平成 27 年 6 月 2 日規則第 48 号	平成 28 年 5 月 20 日規則第 41 号	平成 29 年 6 月 27 日規則第 56 号
平成 30 年 5 月 29 日規則第 49 号	令和元年 6 月 18 日規則第 7 号	令和元年 11 月 5 日規則第 34 号
令和 2 年 8 月 21 日規則第 57 号	令和 3 年 12 月 7 日規則第 69 号	

災害救助法施行細則

第 1 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助が必要であると認める災害が発生したとき又は法による救助が必要であると見込まれるときは、知事は、当該災害発生市町村の長に被害の状況について報告を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、事態が急迫して知事が行う救助の実施を待ついとまがないと認めるときは、当該災害発生市町村の長は、法第13条第2項の規定により救助の実施に着手することができる。

3 知事は、法第13条の規定に基づく救助が適切に実施されるよう災害発生市町村の長に対し技術的な助言を行うものとする。

第2条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。

第3条 災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消し令書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の公用令書を交付したときは、別記第2号様式による強制物件台帳にこれを登録するものとする。

3 第1項の公用変更令書又は公用取消し令書を交付したときは、前項の強制物件台帳に事由を詳記して、これを訂正し、又は抹消するものとする。

第4条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消し令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領証に受領の年月日を記入して、直ちにこれを返さなければならない。

第5条 省令第2条第2項の規定により当該職員が物資の引渡しを受け、同条第3項の規定により受領調書を作成する場合においては、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(次条において「占有者」という。)を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第6条 前条の受領調書には、次に掲げる事項を記載し、これを2通作成の上、当該職員及びその作成に立ち合った所有者又は占有者が各通に記名しなければならない。

- (1) 受領する県名
- (2) 受領した物資の名称、種類及び数量
- (3) 受領した年月日
- (4) 受領した場所
- (5) 受領調書を作成した年月日
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

第7条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に携帯しなければならないその身分を示す証票は、別記第3号様式によるものとする。

第8条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消し令書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の公用令書を交付したときは、別記第5号様式による救助従事者台帳にこれを登録するものとする。

3 第1項の公用取消し令書を交付したときは、前項の救助従事者台帳に事由を詳記して、これを抹消するものとする。

第9条 前条第1項の公用令書又は公用取消し令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領証に受領の年月日を記入して、直ちにこれを返さなければならない。

第10条 法第8条の規定に基づき救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第6号様式による公用令書を交付しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の公用令書を交付したときは、別記第7号様式による救助協力者台帳にこれを登録するものとする。

3 別記第6号様式による公用取消し令書を交付したときは、前項の救助協力者台帳に事由を詳記して、これを抹消するものとする。

第11条 省令第4条第2項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察署長その他適当な官公署の長の証明書

第12条 法第7条第5項の規定による実費弁償の限度は、別表第2に定めるところによる。

第13条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、別記第8号様式によるものとする。

2 法第8条の規定に基づき救助に関する業務に協力した者で、第10条第1項ただし書の規定により公用令書の交付を受けていないものは、前項の扶助金支給申請書に協力命令を受けた旨の居住地の市町村長又は警察署長の証明書を添付しなければならない。

第14条 法第13条第1項の規定に基づき救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該災害発生市町村の長は、第3条、第5条、第8条及び第10条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

第15条 法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとする。

第16条 知事は、市町村単位にその適用地域を指定して法を適用した場合は、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、昭和23年2月28日から、これを施行する。

大正8年高知県令第33号(罹災救助基金法施行規則)及び大正8年高知県令第35号(罹災救助基金法施行規則取扱手続)は、これを廃止する。

附 則(昭和 25 年 8 月 8 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 25 年 4 月 15 日から適用する。

附 則(昭和 26 年 3 月 16 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 26 年 6 月 12 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 26 年 11 月 2 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 28 年 11 月 20 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 6 月 25 日から適用する。

附 則(昭和 28 年 12 月 22 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 9 月 25 日から適用する。

附 則(昭和 29 年 4 月 3 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 30 年 2 月 8 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 29 年 8 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 33 年 7 月 22 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 34 年 10 月 2 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年9月26日から適用する。

付 則(昭和35年2月26日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年8月4日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年11月14日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年9月15日から適用する。

付 則(昭和38年3月29日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年8月11日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年7月9日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年5月10日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則(昭和42年5月26日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

付 則(昭和42年10月13日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 43 年 9 月 13 日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年 9 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 44 年 10 月 21 日規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 5 月 29 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 11 月 17 日規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 8 月 21 日から適用する。

付 則(昭和 46 年 8 月 24 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 9 月 19 日規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年 9 月 25 日規則第 67 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 3 月 29 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 7 月 12 日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 3 月 4 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 10 月 11 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 10 月 5 日規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 10 月 1 日規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 7 月 7 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 54 年 6 月 15 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 5 月 30 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 7 月 8 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 6 月 29 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年10月18日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年8月28日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年9月19日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年9月26日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年9月11日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年7月19日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年8月29日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年9月4日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年8月2日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年7月14日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年9月3日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年8月12日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第1の改正規定(「棺(かん)」を「棺」に、「その都度」を「そのつど」に改める部分を除く。)及び別表第2の改正規定(「「令」」を「「政令」」に、「に基づき」を「(昭和29年高知県条例第36号)の規定の例により」に、「令」を「政令」に改める部分を除く。)に限る。)による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年11月14日規則第120号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第1の改正規定(「139万円」を「1,447,000円」に、「850円」を「860円」に、「295,000円」を「308,000円」に、「134,100円」を「135,700円」に、「3,900円」を「4,000円」に、「4,100円」を「4,200円」に改める部分に限る。)及び別表第2の1の(1)の改正規定に限る。)による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成9年11月18日規則第120号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第1の1の(1)のウの改正規定(「人夫賃」を「賃金職員等雇用費」に改める部分に限る。)、同表の4の(1)のイ及び5の(1)の改正規定、同表の7の(3)の改正規定(「人夫賃」を「賃金職員等雇用費」に改める部分に限る。)並びに同表の12の(2)のイ及び13の改正規定を除く。)による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年9月18日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成11年10月15日規則第114号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年8月11日規則第184号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則(別表第1の改正規定(「140,700円」を「141,100円」に、「176,000円」を「179,000円以内」に、「140,800円」を「143,200円」に改める部分に限る。)並びに別表第2の1の(1)のア及びエの改正規定に限る。)による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月29日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年8月9日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年5月9日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 16 日規則第 58 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 15 日規則第 102 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 25 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日規則第 136 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 31 日規則第 67 号の 2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 9 日規則第 117 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 16 日規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 26 日規則第 64 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 15 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日規則第 59 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知県建築基準法施行細則の一部改正)
- 2 高知県建築基準法施行細則(昭和 25 年高知県規則第 88 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成 26 年 8 月 12 日規則第 87 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 26 年 8 月 3 日から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 2 日規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 20 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

附 則(平成 29 年 6 月 27 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 29 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 18 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 5 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 8 月 21 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和 2 年 7 月 4 日から適用する。

附 則(令和 年 月 日規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により実施するものとする。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 330 円以内とする。

エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施

し、これを供与することができるものとする。

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとし、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))その他の適切な方法により供与するものをいう。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、50戸未満の場合であっても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができるものとする。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項の許可の期限内(最高2年)とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、アの(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。)又は全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 ＼ 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加 算する額
夏季 (4月1日から9 月30日まで)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季 (10月1日から3 月31日まで)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

世帯区分 ＼ 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加 算する額
夏季 (4月1日から9 月30日まで)	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季 (10月1日から3 月31日まで)	1万円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班において行うものとする。ただし、急迫した事情があつてやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

ウ 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤及び治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了しなければならない。

7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

8 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金として貸与することができる金額は、次に掲げる額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 3万円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件で貸与するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (6) 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、当該制度による資金の活用を図るものとする。

9 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,500円

イ 死体を一時保存する場合

(ア) 死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。

当該施設の借上げ費について通常の実費

(イ) 既存建物を利用することができないとき。

1体当たり 5,400円

ウ 検案が救護班によることができない場合 当該地域の慣行料金

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 災害を受けた者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

別表第2(第12条関係)

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,600円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
1人1日当たり 15,000円
- ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 14,400円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600円
- カ 大工 1人1日当たり 22,500円
- キ 左官 1人1日当たり 22,600円
- ク とび職 1人1日当たり 23,400円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)の規定の例により定める額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した金額以内とする。